

令和元年 9 月 20 日

こども未来部保育課

**江東区保育費用徴収条例の一部を改正する条例****1 改正の理由**

子ども・子育て支援法の改正による幼児教育・保育の無償化及び東京都多子世帯負担軽減事業の実施に伴い、江東区保育費用徴収条例の一部を改正する。

**2 改正の概要****(1) 幼児教育・保育の無償化**

3 歳児から 5 歳児の児童及び住民税非課税世帯の 0 歳児から 2 歳児の保育所保育料を無償化する。

現 行	3 歳児から 5 歳児：0 円から 27,700 円
	住民税非課税世帯の 0 歳児から 2 歳児：1,200 円 (第 2 子保育料及びひとり親等世帯はすでに 0 円)
改 正 案	3 歳児から 5 歳児：0 円
	住民税非課税世帯の 0 歳児から 2 歳児：0 円

**(2) 東京都多子世帯負担軽減事業**

都独自に、国制度に上乘せする形で、保育料の多子カウントにおける年齢制限を撤廃し、多子世帯への負担軽減を図る。

現 行	住民税所得割額 57,700 円未満の多子世帯のみ、年齢や同居・別居を問わず、生計を一にすることも等を算定【国制度】 (国制度の対象世帯以外は就学前のこどものみカウント)
改 正 案	所得に関係なく、すべての世帯で、年齢や同居・別居を問わず、生計を一にすることも等を算定

**3 施行期日**

令和元年 10 月 1 日から施行する。

**4 新旧対照表**

2 ページ以降を参照

江東区保育費用徴収条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(保育料及び延長保育料の額)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(保育料及び延長保育料の額)</p>
<p>第3条 一般保育料又は措置保育料(以下これらを「保育料」という。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>第3条 一般保育料又は措置保育料(以下これらを「保育料」という。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>
<p>(加える)</p>	<p>(1) 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213</p>
	<p>号。以下「政令」という。)第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもの保護者 0円</p>
<p>(1) 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)第4条第1項の規定により、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分の保育必要量の認定を受けた<u>児童</u>の保護者 別表第1に定める額</p>	<p>(2) 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)第4条第1項の規定により、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分の保育必要量の認定を受けた<u>政令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子ども</u>の保護者 別表第1に定める額</p>
<p>(2) 府令第4条第1項の規定により、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分の保育必要量の認定を受けた<u>児童</u>の保護者 別表第2に定める額</p>	<p>(3) 府令第4条第1項の規定により、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分の保育必要量の認定を受けた<u>政令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子ども</u>の保護者 別表第2に定める額</p>
<p>2 <u>前項第1号</u>に規定する児童の保護者が月を単位とする延長保育を利用する場合における当該児童に係る延長保育料の額は、別表第3に定める額とする。</p>	<p>2 <u>前項第1号及び第2号</u>に規定する児童の保護者が月を単位とする延長保育を利用する場合における当該児童に係る延長保育料の額は、別表第3に定める額とする。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 <u>生計を同じくする世帯(別表第1又は別表第2に規定するA階層に属する世帯を除く。)</u>の児童が2人以上保育所において保育されている場合については、保育料の額が最も低い児童(当該児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。以下同じ。)の次に保育料の額が低い児童(当該児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。以下同じ。)に係る保育料の額は、別表第1又は別表第2に定める額に別表第4に定める割合を乗じて得た額(別表第1又は別表第2に規定するB階層に属する世帯については、免除)とし、保育料の額が最も低い児童及びその次に保育料の額が低い児童以外の児童に係る保育料は、免除する。</p>	<p>(削る)</p>

<p>5 前項の規定にかかわらず、保護者に係る特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下単に「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合であって、児童の属する世帯の住民税所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。次項において同じ。）の額が57,700円未満であるときについては、第1号に掲げる児童に係る保育料の額は別表第1又は別表第2に定める額に別表第4に定める割合を乗じて得た額（別表第1又は別表第2に規定するB階層に属する世帯については、免除）とし、第2号に掲げる児童に係る保育料は免除する。</p>	<p>4 保護者に係る特定被監護者等（政令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下単に「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合は、第1号に掲げる児童に係る保育料の額は別表第1又は別表第2に定める額に別表第4に定める割合を乗じて得た額とし、第2号に掲げる児童に係る保育料は免除する。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>6 前2項の規定にかかわらず、児童の属する世帯（別表第1及び別表第2に規定するA階層及びB階層に属する世帯を除く。）が次の各号のいずれかに該当する場合であって、当該世帯の住民税所得割の額が77,101円未満であるときについては、全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合にあっては最年長児童に係る保育料の額は別表第1又は別表第2に定める額に別表第4に定める割合を乗じて得た額とするとともに当該児童以外の児童に係る保育料は免除し、特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者がいる場合にあっては小学校就学前子どもである児童に係る保育料は免除する。</p>	<p>5 前項の規定にかかわらず、児童の属する世帯（別表第1及び別表第2に規定するA階層及びB階層に属する世帯を除く。）が次の各号のいずれかに該当する場合であって、当該世帯の住民税所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額が77,101円未満であるときについては、全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合にあっては最年長児童に係る保育料の額は別表第1又は別表第2に定める額に別表第4に定める割合を乗じて得た額とするとともに当該児童以外の児童に係る保育料は免除し、特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者がいる場合にあっては小学校就学前子どもである児童に係る保育料は免除する。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>7 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>第4条～第7条 (略)</p>	<p>第4条～第7条 (略)</p>
<p>別表第1（第3条関係） (別紙1のとおり)</p>	<p>別表第1（第3条関係） (別紙2のとおり)</p>
<p>別表第2（第3条関係） (別紙3のとおり)</p>	<p>別表第2（第3条関係） (別紙4のとおり)</p>
<p>別表第3・別表第4 (略)</p>	<p>別表第3・別表第4 (略)</p>
	<p>附 則 この条例は、令和元年10月1日から施行する。</p>

## 標準時間保育料（改正前）

別表第1（第3条関係）

児童の属する世帯の階層区分		徴収月額(児童単位)		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円	0円	0円
B	A階層の世帯を除く住民税非課税世帯	ひとり親等の世帯	0円	0円
		ひとり親等の世帯以外の世帯	1,200円	1,200円
C1	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯	3,100円	2,500円	2,500円
C2	A階層の世帯を除く住民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	7,000円未満	3,600円	3,200円
C3		7,000円以上48,600円未満	4,300円	3,900円
D1		48,600円以上52,500円未満	7,900円	6,800円
D2		52,500円以上55,000円未満	9,700円	8,500円
D3		55,000円以上60,000円未満	10,900円	10,800円
D4		60,000円以上75,000円未満	18,000円	12,700円
D5		75,000円以上97,000円未満	22,300円	14,800円
D6		97,000円以上115,000円未満	25,100円	16,700円
D7		115,000円以上130,000円未満	27,600円	18,400円
D8		130,000円以上150,000円未満	29,800円	19,800円
D9		150,000円以上169,000円未満	32,100円	21,200円
D10		169,000円以上185,000円未満	34,100円	22,800円
D11		185,000円以上200,000円未満	36,200円	24,200円
D12		200,000円以上215,000円未満	38,000円	25,200円
D13		215,000円以上230,000円未満	40,000円	26,400円
D14		230,000円以上245,000円未満	41,700円	26,400円
D15		245,000円以上260,000円未満	43,500円	26,400円
D16		260,000円以上280,000円未満	45,000円	26,400円
D17		280,000円以上301,000円未満	46,800円	26,400円
D18		301,000円以上340,000円未満	50,700円	26,400円
D19		340,000円以上397,000円未満	57,200円	26,400円
D20		397,000円以上460,000円未満	62,800円	26,400円
D21		460,000円以上510,000円未満	67,200円	26,400円
D22		510,000円以上560,000円未満	70,500円	27,700円
D23	560,000円以上610,000円未満	74,000円	27,700円	
D24	610,000円以上	77,700円	27,700円	

## 備考

- この表における年齢は、保育所における保育を行った日の属する年度の初日の前日における児童の満年齢による。
- この表においてひとり親等の世帯とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。
  - 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）
  - 在宅障害児（者）のいる世帯（次のアからオまでのいずれかに該当する者を有する世帯をいう。）
    - 身体障害者福祉法第15条第4項に規定する身体障害者手帳を交付されている者
    - 東京都が知的障害者に発行する手帳（東京都愛の手帳交付要綱に規定する愛の手帳をいう。）

又は道府県が知的障害者に発行する手帳（療育手帳制度要綱に規定する療育手帳をいう。）を交付されている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童

オ 国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者

3 この表において住民税とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。

4 この表において住民税均等割とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、住民税所得割とは、同項第2号に規定する所得割をいう。

5 この表における住民税所得割の税額を算出するための計算方法は、規則で定める。

6 この表において保育料を算出する場合における住民税は、4月分から8月分までの保育料にあつては前年度分、9月分から翌年3月分までの保育料にあつては当該年度分とする。

7 この表の規定にかかわらず、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、里親に委託されている児童に係る保育料は、免除する。

## 標準時間保育料（改正後）

別表第 1（第 3 条関係）

満三歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）
階層区分	定義	
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0 円
B	A 階層の世帯を除く住民税非課税世帯	0 円
C 1	A 階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯	3, 100 円
C 2	A 階層の世帯を除く住民税所得割の額の区分に該当する世帯	7, 000 円未満
C 3		7, 000 円以上 48, 600 円未満
D 1		48, 600 円以上 52, 500 円未満
D 2		52, 500 円以上 55, 000 円未満
D 3		55, 000 円以上 60, 000 円未満
D 4		60, 000 円以上 75, 000 円未満
D 5		75, 000 円以上 97, 000 円未満
D 6		97, 000 円以上 115, 000 円未満
D 7		115, 000 円以上 130, 000 円未満
D 8		130, 000 円以上 150, 000 円未満
D 9		150, 000 円以上 169, 000 円未満
D 10		169, 000 円以上 185, 000 円未満
D 11		185, 000 円以上 200, 000 円未満
D 12		200, 000 円以上 215, 000 円未満
D 13		215, 000 円以上 230, 000 円未満
D 14		230, 000 円以上 245, 000 円未満
D 15		245, 000 円以上 260, 000 円未満
D 16		260, 000 円以上 280, 000 円未満
D 17		280, 000 円以上 301, 000 円未満
D 18		301, 000 円以上 340, 000 円未満
D 19		340, 000 円以上 397, 000 円未満
D 20		397, 000 円以上 460, 000 円未満
D 21		460, 000 円以上 510, 000 円未満
D 22		510, 000 円以上 560, 000 円未満
D 23	560, 000 円以上 610, 000 円未満	
D 24	610, 000 円以上	

## 備考

- この表において住民税とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。
- この表において住民税均等割とは、地方税法第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいい、住民税所得割とは、同項第 2 号に規定する所得割をいう。
- この表における住民税所得割の税額を算出するための計算方法は、規則で定める。
- この表において保育料を算出する場合における住民税は、4 月分から 8 月分までの保育料にあつては前年度分、9 月分から翌年 3 月分までの保育料にあつては当該年度分とする。
- この表の規定にかかわらず、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により、里親に委託されている児童に係る保育料は、免除する。

## 短時間保育料（改正前）

別表第2（第3条関係）

児童の属する世帯の階層区分		徴収月額(児童単位)			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円	0円	0円	
B	A階層の世帯を除く住民税非課税世帯	ひとり親等の世帯	0円	0円	0円
		ひとり親等の世帯以外の世帯	1,200円	1,200円	1,200円
C1	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯	3,000円	2,400円	2,400円	
C2	A階層の世帯を除く住民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	7,000円未満	3,500円	3,100円	3,100円
C3		7,000円以上48,600円未満	4,200円	3,800円	3,700円
D1		48,600円以上52,500円未満	7,700円	6,600円	6,600円
D2		52,500円以上55,000円未満	9,500円	8,300円	8,200円
D3		55,000円以上60,000円未満	10,700円	10,600円	10,500円
D4		60,000円以上75,000円未満	17,600円	12,400円	12,300円
D5		75,000円以上97,000円未満	21,900円	14,500円	14,400円
D6		97,000円以上115,000円未満	24,600円	16,400円	16,300円
D7		115,000円以上130,000円未満	27,100円	18,000円	17,900円
D8		130,000円以上150,000円未満	29,200円	19,400円	19,300円
D9		150,000円以上169,000円未満	31,500円	20,800円	20,600円
D10		169,000円以上185,000円未満	33,500円	22,400円	20,600円
D11		185,000円以上200,000円未満	35,500円	23,700円	20,600円
D12		200,000円以上215,000円未満	37,300円	24,700円	20,600円
D13		215,000円以上230,000円未満	39,300円	25,900円	20,600円
D14		230,000円以上245,000円未満	40,900円	25,900円	20,600円
D15		245,000円以上260,000円未満	42,700円	25,900円	20,600円
D16		260,000円以上280,000円未満	44,200円	25,900円	20,600円
D17		280,000円以上301,000円未満	46,000円	25,900円	20,600円
D18		301,000円以上340,000円未満	49,800円	25,900円	20,600円
D19		340,000円以上397,000円未満	56,200円	25,900円	20,600円
D20		397,000円以上460,000円未満	61,700円	25,900円	20,600円
D21		460,000円以上510,000円未満	66,000円	25,900円	20,600円
D22		510,000円以上560,000円未満	69,300円	27,200円	21,600円
D23	560,000円以上610,000円未満	72,700円	27,200円	21,600円	
D24	610,000円以上	76,300円	27,200円	21,600円	

## 備考

- この表における年齢は、保育所における保育を行った日の属する年度の初日の前日における児童の満年齢による。
  - この表においてひとり親等の世帯とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。
    - 母子世帯等(母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。)
    - 在宅障害児(者)のいる世帯(次のアからオまでのいずれかに該当する者を有する世帯をいう。)
- ア 身体障害者福祉法第15条第4項に規定する身体障害者手帳を交付されている者
- イ 東京都が知的障害者に発行する手帳(東京都愛の手帳交付要綱に規定する愛の手帳をいう。)
- 又は道府県が知的障害者に発行する手帳(療育手帳制度要綱に規定する療育手帳をいう。)を交付さ

れている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童

オ 国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者

- 3 この表において住民税とは、地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいう。
- 4 この表において住民税均等割とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、住民税所得割とは、同項第2号に規定する所得割をいう。
- 5 この表における住民税所得割の税額を算出するための計算方法は、規則で定める。
- 6 この表において保育料を算出する場合における住民税は、4月分から8月分までの保育料にあつては前年度分、9月分から翌年3月分までの保育料にあつては当該年度分とする。
- 7 この表の規定にかかわらず、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、里親に委託されている児童に係る保育料は、免除する。



## 短時間保育料（改正後）

別表第2（第3条関係）

満三歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）
階層区分	定義	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
B	A階層の世帯を除く住民税非課税世帯	0円
C 1	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯	3,000円
C 2	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯 7,000円未満	3,500円
C 3	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯 7,000円以上48,600円未満	4,200円
D 1	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯 48,600円以上52,500円未満	7,700円
D 2	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯 52,500円以上55,000円未満	9,500円
D 3	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯 55,000円以上60,000円未満	10,700円
D 4	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯 60,000円以上75,000円未満	17,600円
D 5	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯 75,000円以上97,000円未満	21,900円
D 6	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯 97,000円以上115,000円未満	24,600円
D 7	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯 115,000円以上130,000円未満	27,100円
D 8	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯 130,000円以上150,000円未満	29,200円
D 9	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯 150,000円以上169,000円未満	31,500円
D 10	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯 169,000円以上185,000円未満	33,500円
D 11	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯 185,000円以上200,000円未満	35,500円
D 12	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯 200,000円以上215,000円未満	37,300円
D 13	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯 215,000円以上230,000円未満	39,300円
D 14	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯 230,000円以上245,000円未満	40,900円
D 15	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯 245,000円以上260,000円未満	42,700円
D 16	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯 260,000円以上280,000円未満	44,200円
D 17	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯 280,000円以上301,000円未満	46,000円
D 18	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯 301,000円以上340,000円未満	49,800円
D 19	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯 340,000円以上397,000円未満	56,200円
D 20	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯 397,000円以上460,000円未満	61,700円
D 21	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯 460,000円以上510,000円未満	66,000円
D 22	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯 510,000円以上560,000円未満	69,300円
D 23	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯 560,000円以上610,000円未満	72,700円
D 24	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯 610,000円以上	76,300円

## 備考

- この表において住民税とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。
- この表において住民税均等割とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、住民税所得割とは、同項第2号に規定する所得割をいう。
- この表における住民税所得割の税額を算出するための計算方法は、規則で定める。
- この表において保育料を算出する場合における住民税は、4月分から8月分までの保育料にあつては前年度分、9月分から翌年3月分までの保育料にあつては当該年度分とする。
- この表の規定にかかわらず、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、里親に委託されている児童に係る保育料は、免除する。